

令3障害者支援第1102号

令和4年(2022年)3月22日

各指定障害福祉サービス等事業所の長 様

山口県健康福祉部障害者支援課長

障害福祉サービス等事業所における適正な運営について

このことについて、令和3年8月、障害児通所支援事業所において、支援中に利用児童が所在不明となり、その後に児童の死亡が確認される事案が発生したことを受け、同年8月23日付け事務連絡にてサービス提供中の見守りの強化等をお願いしたところです。

県において当該事業所に対し監査を実施したところ、施設内の安全確保策が不十分であったことや利用児童の特性に応じた適切な支援が行われていなかったこと等が確認できました。

今回の事案を踏まえ、各指定障害福祉サービス等事業所におかれては、特に下記事項に留意し、改めて関係法令等を遵守した適正な事業運営の徹底を図られますようお願いいたします。

記

- 1 管理者は、施設設備の状況を含む事業所の運営について全体を把握できる必要な体制を構築すること。
- 2 サービス提供中に起きる事故やケガを防止するため、室内及び屋外の支援環境の安全性について点検の上必要な補修等を行い、危険排除に必要な措置を講じるとともに、事故等につながる危険要因について事業所内での情報共有を図ること。
- 3 職員が一時的に少なくなる場合においても職員の勤務シフトや職員配置等の工夫を行うことにより十分な見守り体制を維持すること。
- 4 個別支援計画の作成に当たっては、利用児者の特性、能力、生活状況等に関するアセスメントを通じて、適切なサービス提供、支援が行われるものとなるよう留意するとともに、作成された計画について職員間での確実な情報共有を図ること。

在宅福祉推進班 担当：金子・藤村

TEL：083-933-2764

施設福祉推進班 担当：河口・原田

TEL：083-933-2735

FAX：083-933-2779